

# 特定疾患

## 対象になる方

特定疾患治療研究事業の対象疾患で治療が必要な方

## 手続き方法

かかりつけの医療機関に相談し、医師の診断書などを用意して保健所または厚生センターに申請します。

## 医療給付の範囲

### I 入院・通院とも対象となる疾病(国制度)

国が定めた56種類の病気に対して、医療費負担が軽減され、生計中心者の所得に応じた自己負担となります(1医療機関につき生じる自己負担限度額)。

<平成25年2月現在>

1	ベーチェット病	31	原発性胆汁性肝硬変
2	多発性側索硬化症	32	重症急性膵炎
3	重症筋無力症	33	突発性大腿骨頭壊死症
4	全身性エリテマトーデス	34	混合性結合組織病
5	スモン	35	原発性免疫不全症候群
6	再生不良性貧血	36	突発性間質性肺炎
7	サルコイドーシス	37	網膜色素変性症
8	筋萎縮性側索硬化症	38	プリオン病
9	強皮症、皮膚筋炎および多発性筋炎		(1)クロイツフェルト・ヤコブ病
10	突発性血小板減少性紫斑病		(2)ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー症候群
11	結節性動脈周囲炎		(3)致死性家族性不眠症
	(1)結節性多発性動脈炎	39	肺動脈性肺高血圧症
	(2)顕微鏡的多発血管炎	40	神経線維腫症1型／神経線維腫症2型
12	潰瘍性大腸炎	41	亜急性硬化性全脳炎
13	大動脈炎症候群	42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群
14	ピュルガー病(パージャー病)	43	慢性血栓性肺高血圧症
15	天疱瘡	44	ライソゾーム病
16	脊髄小脳変性症		(1)ライソゾーム病
17	クローン病		(2)ファブリー病
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	45	副腎白質ジストロフィー
19	悪性関節リウマチ	46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
20	パーキンソン病関連疾患	47	脊髄性筋萎縮症
	(1)進行性核上性麻痺	48	球脊髄性筋萎縮症
	(2)大脳皮質基底核変性症	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
	(3)パーキンソン病	50	肥大型心筋症
21	アミロイドーシス	51	拘束型心筋症
22	後縦靭帯骨化症	52	ミトコンドリア病
23	ハンチントン病	53	リンパ脈管筋腫症(LAM)
24	モヤモヤ病(ウイリス動脈輪閉塞症)	54	重症多形滲出性紅斑(急性期)
25	ウェゲナー肉芽腫症	55	黄色靭帯骨化症
26	突発性拡張型(うっ血型)心筋症	56	間脳下垂体機能障害
27	多系統萎縮症		1. PRL 分泌異常症
	(1)線条体黒質変性症		2. ゴナドトロピン分泌異常症
	(2)オリブ橋小脳萎縮症		3. ADH 分泌異常症
	(3)シャイ・ドレーガー症候群		4. 下垂体性 TSH 分泌異常症
28	表皮水疱症(接合部型および栄養障害型)		5. クッシング病
29	膿疱性乾癬		6. 先端巨大症
30	広範脊柱管狭窄症		7. 下垂体機能低下症

医療福祉サポートセンター(外来棟2階)

給付の対象となるのは、以下の費用です。

・ 入院の場合

医療費と食事標準負担額

・ 外来などの場合

医療費と薬剤費

訪問看護、院外処方による調剤薬局等での保険調剤には自己負担はありません。

<2013年2月現在>

階層	階層区分	一部自己負担の月額限度額		
		入院	外来など	生計中心者が患者本人の場合
1	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0円	0円	0円
2	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500円	2,250円	患者が生計中心者であるときは左欄の額の1/2の額が自己負担限度額となります
3	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	6,900円	3,450円	
4	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001～15,000円の場合	8,500円	4,250円	
5	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001～40,000円の場合	11,000円	5,500円	
6	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001～70,000円の場合	18,700円	9,350円	
7	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	23,100円	11,550円	

ただし、次の方は自己負担はありません。

- ・ 特定疾患で重症認定を受けている方
- ・ スモン、プリオン病、劇症肝炎、重症急性膵炎の方

## Ⅱ 入院のみ対象となる疾病(県単独制度)

富山県内に住所があり、疾病ごとに定められた認定基準を満たす方に対して助成が行われます。疾病ごとに認定基準が決められていますので、主治医に確認してください。

進行性筋ジストロフィー	突発性門脈圧亢進症
アルツハイマー病	難治性ネフローゼ症候群
ピック病	急速進行性糸球体腎炎
メニエール病	多発性のう胞腎
突発性難聴	自己免疫性溶血性貧血
シェーグレン症候群	発作性夜間ヘモグロビン尿症
B型慢性肝炎・肝硬変	原発性慢性骨髄線維症
C型慢性肝炎・肝硬変	不応性貧血(骨髄異形成症候群)
自己免疫性肝炎	血栓性血小板減少性紫斑病

給付の対象となるのは、以下の費用です。食事標準負担額は公費負担の対象になりません。

70歳未満の方	高額療養費制度の自己負担限度額の3分の1を超えた場合、その超えた額に対して高額療養費制度の自己負担限度額の3分の1を限度に支給されます。
70歳以上および後期高齢者医療の対象の方	本人負担が月額26,700円を超えた場合、その額に対して17,700円を限度に支給されます。

- ・ 公費で負担する範囲は、特定疾患に関する医療に限られます。
- ・ 申請書類は主治医が記入し、厚生センター又は保健所に届けられた日から有効となります。